

ID: 181

担当部署: ふるさと整備課

<b>処分の概要</b>	許可期間の更新		
<b>例規名 根拠条項</b>	聖籠町公共物管理条例 第5条第2項		
<b>例規番号</b>	平成14年 条例第1号		
<p><b>【根拠条文】</b>                      (許可の期間)                      第五条 前条の許可の期間は、土砂等の採取に係るものについては一年以内、その他のものについては五年以内とする。ただし、町長が特に必要があると認めたものについては、土砂等の採取に係るものを除き、十年以内とする。                      2 前項の許可の期間は更新することができる。</p> <p><b>【基準】</b></p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成22年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日